

平成二十六年法律第十一号
地方法人税法

目次

第一章 総則（第一条—第八条）	第二章 基準法人税額に対する地方法人税 第一節 課税標準（第九条）	第三章 基準法人税額に対する地方法人税 第二節 税額の計算（第十条—第十五条）	第四章 基準法人税額に対する地方法人税 第三節 申告、納付及び還付等	第五章 基準法人税額に対する地方法人税 第一節 中間申告（第十六条—第十八条）	第六章 基準法人税額に対する地方法人税 第二節 確定申告（第十九条・第十九条の二）
第三款電子情報処理組織による申告の特例（第十九条の三・第十九条の四）	第四款 納付（第二十条・第二十一条）	第五款 還付（第二十二条—第二十三条）	第六款 更正の請求の特例（第二十四条）	第七款 地方法人税額に対する地方法人税 第一節 課税標準（第二十四条の二）	第八款 地方法人税額に対する地方法人税 第一節 税額の計算（第二十四条の三）
第三節 申告及び納付等（第二十四条の四—（趣旨））	第四節 更正及び決定（第二十五条—第二十九条）	第五節 雜則（第三十一条—第三十二条）	第六節 期限後申告書（当該申告書に係る期限の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。））をいう。	第七節 罰則（第三十三条—第三十七条）	第八節 附則
第一章 総則	第二章 総則	第三章 総則	第四章 総則	第五章 総則	第六章 総則

六 通算親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。	七 通算子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。	八 通算法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する通算法人をいう。	九 通算完全支配関係 法人税法第二条第十二条第7号の七に規定する通算完全支配関係をいう。
十 適格合併 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。	十一 恒久的施設 法人税法第二条第十二号の七に規定する恒久的施設をいう。	十二 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。	十三 法人課税信託 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。
十四 地方法人税中間申告書 第十六条第一項に規定による申告書をいう。	十五 地方法人税確定申告書 第十九条第一項に規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。	十六 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。	十七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
十八 中間納付額 第二十条第一項の規定により納付すべき地方法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があった場合に是、その申告又は更正後の地方法人税の額をいう。	十九 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。	二十 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。	二十一 充當 国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。
二十二 還付加算金 国税通則法第五十八条第二項に規定する還付加算金をいう。	（法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用）	（法人税法第二条第十一号に規定する合併法人をいう。）	（第二条第三号に規定する内国法人をいう。）
二十三 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。	二十四 合併 法人税法第二条第十一号に規定する合併法人をいう。	二十五 被合併 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。	二十六 本法 第一百四十二条第一項に規定する個人は、法人とみなして、この法律（第十九条の三、第二十四条の五及び第六章を除く。）の規定を適用する。

第一条 この法律は、地方交付税の財源を確保するための地方法人税について、納税義務者、課税の対象、税額の計算の方法、申告及び納付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。（定義）	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 内国法人 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。 二 外国法人 法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。 三 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。 四 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。	第五条 法人の各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税は、この法律により、基準法人税額に対する地方法人税を課する。（課税の対象）
第六条 この法律において、「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。	第七条 法人の各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税は、当該法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。	第八条 法人の各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税は、当該法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。
一 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき内国法人 当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十八条から第七十条の二までの規定を除く。）により計算した法人税の課税標準（附帯税の額を除く。）申告書を提出すべき外國法人 次に掲げる外國法人の区分に応じ次に定める金額	二 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外國法人 次に掲げる外國法人の区分に応じ次に定める金額	二 法人税法第十九条の規定は、法人税の納稅地の指定の処分の取消しがあつた場合における地方法人税について準用する。
二十一 充當 国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。	二十二 還付加算金 国税通則法第五十八条第二項に規定する還付加算金をいう。	二 法人税法第十九条の規定は、法人税の納稅地の指定の処分の取消しがあつた場合における地方法人税について準用する。
（法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用）	（第二条第三号に規定する内国法人をいう。）	（第二条第一項に規定する国内源泉所得（法人税法第三百四十四条から第一百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額の合計額（附帯税の額を除く。）と同一に規定する還付加算金をいう。）

（1） 法人税法第一百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得	（2） 法人税法第一百四十二条第一号ロに掲げる国内源泉所得
（2） 法人税法第一百四十二条第一号ロに規定する地方法人税の課税標準等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（次条、第八条及び第六章を除く。）の規定を適用する。	（2） 法人税法第一百四十二条第一号ロに規定する地方法人税の課税標準等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（次条、第八条及び第六章を除く。）の規定を適用する。
（3） 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第六章を規定する地方法人税の課税標準等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（次条、第八条及び第六章を除く。）の規定を適用する。	（3） 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第六章を規定する地方法人税の課税標準等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（次条、第八条及び第六章を除く。）の規定を適用する。
（4） 法人税法第一百四十二条第一号ロに規定する地方法人税の課税標準等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（次条、第八条及び第六章を除く。）の規定を適用する。	（4） 法人税法第一百四十二条第一号ロに規定する地方法人税の課税標準等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（次条、第八条及び第六章を除く。）の規定を適用する。
（5） 法人税法第一百四十二条第一号ロに規定する地方法人税の課税標準等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（次条、第八条及び第六章を除く。）の規定を適用する。	（5） 法人税法第一百四十二条第一号ロに規定する地方法人税の課税標準等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（次条、第八条及び第六章を除く。）の規定を適用する。

法人税の負担を減少させ、又は減少させよう

二 対象課税事業年度において第八項の規定に
とする場合

より所得地方法人税額から控除した税額控除不足額相当額又は第九項の規定により所得地方法人税額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用課税事業年度について第六項の規定の適用がある場合

の規定による説明が行われた日の属するものに限る。(以下この号において同じ。)の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が第十八項又は第十九項の規定による説明の内容と異なる場合

12 対象課税事業年度について前項の規定を適用をして修正申告書の提出又は更正がされた後における第十項の規定の適用については、前項の規定の適用又は該申告書又は該修正申告書

定にはかかるべき當該修正申告書又は當該修正申告書に係る國税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に當該対象課税事業年度の税額控除不足額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第八項及び第九項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び

次項において同じ。)が合併により解散した場合又は清算法人の残余資産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項八 第	
の各課税事業	が合併により解散した場
年度（以下第	合又は清算法人の残余財
十二項までに	産が確定した場合において、その合併の日以後又
おいて「対象	はその残余財産の確定の
課税事業年	日の翌日以後に、過去適
度」という。）	用課税事業年度（最終課
において、過	税事業年度（その合併の
去適用課税事	日の前日又はその残余財
業年度（当該	産の確定日の属する課
対象課税事業	税事業年度をいう。以下
年度	

項 九 第	項 八 第		項 九 第		税額控除額 (当該対象課 税事業年度)	税額控除額 (当該最終課 税事業年度)	この項及び次項において 同じ。)
	の対象課税事業 年度において	の対象課税事業 年度	の対象課税事業 年度において	の対象課税事業 年度			
事業年度	超える場合には 度	を超えるときは 度	超えるときは 度	を超えるときは 度	税額控除額 (当該最終課 税事業年度)	税額控除額 (当該最終課 税事業年度)	税額控除額 (当該最終課 税事業年度)
事業年度	を当該対象課 税事業年度	を当該対象課 税事業年度	を当該最終課 税事業年度	を当該最終課 税事業年度	が公益法人等に該当す ることとなつた場合に おいて、その該当する こととなつた日以後に	が合併により解散した場 合又は通算法人の残余財 産が確定した場合におい て、その合併の日以後又 はその残余財産の確定の 日の翌日以後に	を当該最終課税事業年度 における規定中同表の中欄に掲 げた字句に読み替えるものと する。
事業年度	該対象課税事業 年度	該対象課税事業 年度	該対象課税事業 年度	該対象課税事業 年度	が公益法人等に該当す ることとなつた場合に おいて、その該当する こととなつた日以後に、 過去適用課税事業年度 (最終課税事業年度) (そ の該当することとなつ た日の前日の属する課 税事業年度をいう。以 下この項及び次項にお いて同じ。)	が合併により解散した場 合又は通算法人の残余財 産が確定した場合におい て、その合併の日以後又 はその残余財産の確定の 日の翌日以後に	を当該最終課税事業年度 における規定中同表の中欄に掲 げた字句に読み替えるものと する。

第 九 項		の対象課税事 業年度におい て	
業 年 度	該 対 象 課 税 事 業 年 度	場合には、当 該対象課税事 業年度	ときは、最終課税事業年 度
14 第八項及び第九項の規定は、通算法人が公益 法人等に該当することとなつた場合について準 用する。この場合において、次の表の上欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと する。			

第 八 項
各課税事業年の各課税事業年が公益法人等に該当す
度(以下第十二項までにおいて、その該当する
「対象課税事業」となつた日以後に

「年度」という。過去適用課税事業年度において、過去適用課税事業年度（最終課税事業年度（その該当することとなる日）の前日の属する課税事業年度をいう。以

下この項及び次項において同じ。」

税額控除額（当） いと 同じ) 税額控除額（当該最終

該対象課税事業 課税事業年度

昭文書院の年次報告書

を當該対象課税	を當該最終課税事業年
を當該最終課税事業年	を當該最終課税事業年

事業年度

項九 年度においては、その該当する場合にあっては、こととなつた場合において、その該当する

こととなつた日以後に

年度	場合には、当該ときは、最終課税事業 対象課税事業 年度
第一項及び第二項の規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書(次項及び第十七項において「申告書等」という。)に控除対象外国法人税等の額(法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第一百四十四条の二第二項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。)、第一項及び第二項の規定による控除を受けるべき金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額として記載された金額を限度とする。	

による申告書の提出期限が到来していないものに限る。)において第八項又は第九項の規定を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、当該通算法人に対し、その調査結果の内容(第八項又は第九項の規定を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。)を説明するものとする。

実地の調査により国税通則法第七十四条の九第一項に規定する質問検査等を行つた通算法人について同条第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該通算法人の同法第七十四条の十一第四項の同意があるときは、当該通算法人への前項に規定する説明に代えて、当該税務代理人への同項に規定する説明を行うことができる。

第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項、第二項及び第四項から第十四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(分配時調整外国税相当額の控除)

第十二条の二 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第六条第一項第一号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

2 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第六百四十四条の二の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第六条第一項第一号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、仮装経理地方法人税額を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

8 第二項、第三項又は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日（第三項の規定による還付金にあっては同項の最終申告期限（同項の期限後申告書の提出があった場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日とし、前項の規定による還付金にあっては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

9 第一項の場合において、同項の更正により第十九条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理地方法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

第五章 雜則

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第三十条 通算親法人が、他の通算法人の第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

2 前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めた第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

（連帶納付の責任）

第三十一条 法人税法第百五十二条第一項及び第二項の規定は、通算法人との間に通算完全支

関係がある他の通算法人につきその通算完全支配関係がある期間内に納稅義務が成立した各課税事業年度の第六条第一項第一号に規定する地方法人税の額又は第二十四条の四第一項第一号に規定する地方法人税について準用する。

2 法人税法第百五十二条第三項及び第四項の規定は、第三条第三項において準用する同法第四条の四第二項の規定により同法第百五十二条第三項に規定する主宰受託者が納めるものとされる。

（政令への委任）

第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律による地方法人税の還付の通知に係る事項その他のこの法律の実施のための手続その他その執行に必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十三条 偽りその他不正の行為により、第十

九条第一項第二号に規定する地方法人税の額若しくは第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れ、又は

額については、前条第二項の規定による延滞税がある場合は、前条第二項の規定は、適用しない。

ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

十九条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理地方法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

十九条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理地方法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

よる計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）、第十九条第五項第二号に規定する地方法人税の額又は第二十四条の四第一項第一号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用者その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた地方法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えてその免れた地方法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

1 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

（適用区分）

2 この法律（第四章第一節を除く。）の規定は、法人のこの法律の施行の日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

3 第四章第一節の規定は、法人の平成二十七年十月一日以後に開始する課税事業年度の第十六条第一項又は第九項の規定による申告書について適用する。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

ハ 第四条の規定及び附則第三十六条の規定

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

ハ 第四条の規定による改正後の地方法人税法（以下この条において「新地方法人税法」という。）の規定は、外國法人の平成二十八年四月一日以後に開始する新地方法人税法第

七条に規定する課税事業年度の新地方法人税法第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税について適用し、外國法人の同日前に開始した第四条の規定による改正前の地方法人税法（以下この条において「旧地方法人税法」という。）第七条に規定する課税事業年度の旧地方法人税第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税についての時効の期間による。

二 前項の規定により第三十三条第一項又は第三十四条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對する

罪についての時効の期間による。

三 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がそ

の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科す

場合における時効の期間は、これららの規定の規定による時効の期間による。

四 附則の適用に関する経過措置

五百六十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例によ

る。

(罰則に関する経過措置)
第一百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げ

附 則（令和元年五月三一日法律第一六

(施行期日) 号抄
二〇〇〇年六月一日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第二百二十六号）第七十二条の二十五第十一項及び第十六項並びに第七十二条の二十六第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九条の五の改正規定に限る。）、第四十四条、第五十条及び第七十一条の規定 平成十三年四月一日は施行日のいづれか遅い日

（施行期日）
号抄
附貝
（令和二年三月三一日法律第八

一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日
一から四まで 略

略イロ 第三条の規定（同条中法人税法第五十二

第一条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）及び同法第五十四条第一項の

改正規定を除く。)並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第一百三十九条(地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十二条第五項の改正規定に限る。)、第一百四十三条、第一百五十条(也行合云(昭二二年三月三日第ニ七

（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六一条の二第二項の改三規定）

号) 第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。)、第一百五十一条から第百五十六条

まで、第一百五十九条から第一百六十二条まで、第六百六十三条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第二百三十一号）第五十八条第一項の改正規定に限る。）、第一百六十四条、第一百六十五条及び第一百六十七条の規定

ハ 第四条の規定（同条中地方法人税法第二十六条第二項の改正規定を除く。）及び附則第三十八条から第四十条までの規定

（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）

第十四条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定（附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）、第四条の規定（同号ハに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の地方法人税法（以下「新地方法人税法」という。）、正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）による改正規定に限る。次項において同じ。による改正後の国税通則法、第十四条の規定（同号トに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の国税算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定の租税別措置法（以下「四年新措置法」という。）、第二十一条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年新震災特例法」という。）及び第三十条の規定（同号ネに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十号二号の七に規定する連結子法人（以下附則第三十二条までにおいて「連結子法人」という。）の令和四年四月一日以後に開始する事業年度（第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十号二号の七に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第三十二条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の規定による改正前の法人税及び同日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。別段の定めがあるものを除き、法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（旧事業年度

(次項において「連結地方法人税個別帰属支払額」という。)で新地方法人税法第十六条第一項に規定する六月経過日(次項及び第四項において「六月経過日」という。)の前日までに確定した当該課税事業年度開始日の前の日の属する課税事業年度の同号に規定する地方法人税額(次項及び第四項において「地方法人税額」という。)に係るものと当該法人の当該前課税事業年度の月数で除し、これに同条第一項第一号に規定する中間期間の月数を乗じて計算した金額とする。

(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付に関する経過措置)

第三十九条 内国法人について附則第三十五条第二項の規定の適用がある場合における新地方法人税法第二十三条の規定の適用については、第一号に掲げる金額に、第二号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額(当該合計額が零である場合には、零)をもつて同項に規定する前二年内事業年度に該当する課税事業年度の同条第一項に規定する地方法人税の額とみなす。

一 当該課税事業年度の旧地方法人税法第二十条第一項に規定する地方法人税の額(既に同項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額)

二 前号に掲げる地方法人税の額に係る地方法人税の負担額として当該内国法人に帰せられる金額として旧地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額

三 第一号に掲げる地方法人税の額に係る地方法人税の負担額として当該課税事業年度終了の日において当該内国法人との間に旧地方法人税法第二条第九号に規定する連続完全支配関係がある他の連結法人(同条第八号に規定する連結法人をいう)に帰せられる金額として旧地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額の合計額

(仮説経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例に関する経過措置)

第四十条 連結親法人(旧地方法人税法第二条第六号に規定する連結親法人をいう。次項において同じ。)の最終課税事業年度(旧地方法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年置)

六号に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)の最終課税事業年度(旧地方法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年置)

度が令和四年三月三十一日以後に終了する連結事業年度をいう。(以下この項において同じ。)

が終了した場合には、その終了したことは、旧

地方法人税法第二十九条第三項各号に掲げる事

実とみなし、その最終課税事業年度の旧地方法人税法第十九条第一項の規定による申告書の提出期限は、旧地方法人税法第二十九条第三項に規定する最終申告期限とみなして、附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧地方法人税法第二十九条の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項においては、當該規定。以下この条においては、

2 連結親法人が前項に規定する提出期限前にした旧地方法人税法第二十九条第四項の規定による還付の請求については、なお従前の例によることとされる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百八十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百八十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百八十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

て同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇〇条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百〇九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百一〇条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一百一一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

の日の属する課税事業年度で当該課税事業年度の第三条の規定による改正前の地方法人税法第十九条第一項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この条において「経過課税事業年度」という。)を含む。)の地方法人税について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定による改正後の地方法人税について適用する。当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度(経過課税事業年度を除く。)の地方法人税については、なお従前の例による。

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特定基準法人税額に係る確定申告に関する経過措置)

第一百〇〇条 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に係る地方法人税法第二十四条の四第一項の規定による申告書の提出期限が令和八年六月三十日前である場合には、当該申告書の提出期限は、同項の規定にかかるらず、同日とする。

(特定基準法人税額に係る確定申告に関する経過措置)

第一百〇一条 この法律は、刑法一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日)

第一百〇二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特定基準法人税額に係る確定申告に関する経過措置)

第一百〇三条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定(令和六年四月一日)

イ 略

ロ 第三条の規定(同条中地方法人税法第十

九条第二項の改正規定を除く。)並びに附

則第十七条及び第十八条の二の規定(地方法人税法の一部改正に伴う経過措置の原

則)

四 次に掲げる規定(令和六年四月一日)

イ 略

ロ 第三条の規定(附則第一条第四号口に掲げる改正規定に限る。)による改正後の地方

地方法人税法の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)の令和六年四月一日以後に開始する課税事業年度の基準法

人税額に対する地方法人税及び内国法人の同一日以前に開始した課税事業年度の地方法人税については、なお従前の例による。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇一〇条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇一一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇一二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

第一百〇三〇条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方法人税の確定申告に伴う経過措置)

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月七日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定（同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八条から第十二条までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日